



[公印・契印省略]

総 統 経 第 2 号
令和 7 年 1 月 17 日

日本税理士会連合会会長 殿

総 務 大 臣

個人企業経済調査の実施に関する協力について（依頼）

平素より、総務省が実施する各種統計調査に御理解を賜り、厚く御礼申し上げます。
総務省では、毎年 6 月に、全国約 40,000 の個人企業（個人経営の事業所）を対象とした「個人企業経済調査」を実施しております。

本調査は、個人企業の 1 年間の営業収支などの経営実態を明らかにし、所得の推計資料や施策立案のための基礎資料を得ることを目的とする政府の重要な統計調査であり、統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）です。

本調査につきましては、確定申告書類からの容易な転記を可能とする調査票設計やインターネットでも回答可能とするなど、調査対象となる事業主の方の御負担に配慮しておりますが、調査のより円滑な実施に当たっては、調査に対する御理解を得ることが必要であり、そのため、総務省では、各方面への御協力を得て広報活動に努めているところです。

つきましては、本調査の趣旨・必要性について御理解いただきますとともに、全国の税理士会に対し、調査実施の周知及び調査への協力が得られるよう、貴会及び全国の税理士会発行の機関誌（紙）等への調査の実施に関する記事の掲載、HP へのバナー掲載などの御協力を、統計法第 30 条に基づき依頼しますので、特段の御配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

問合せ先：総務省 統計局 統計調査部 経済統計課 個人企業経済調査係 電 話：03-5273-1168 E-mail：e-kojin@soumu.go.jp

令和7年1月

関係各位

総務省統計局

個人企業経済調査の実施に関する広報活動への御協力をお願い

平素より、総務省の各種統計調査に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

総務省では、毎年6月に、全国約40,000の個人企業（個人経営の事業所）を対象とした「個人企業経済調査」を実施しております。

本調査は、個人企業の1年間の営業収支などの経営実態を明らかにし、所得の推計資料や施策立案のための基礎資料を得ることを目的とする政府の重要な統計調査であり、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた報告義務のある調査（基幹統計調査）です。

本調査の趣旨・必要性について御理解いただきますとともに、調査実施の周知及び調査への協力が得られるよう、下記事項について、特段の御配慮を賜りますよう、よろしく御願い申し上げます。

記

<御協力をお願いしたい事項>

貴団体における個人事業主向けの下記媒体がありましたら、貴団体の負担にならない範囲において、御協力をお願いします。

- ・貴団体が発行する機関誌（紙）への記事の掲載
- ・貴団体のホームページへのバナー掲載

※広報媒体の掲載に御協力いただける場合は、**別紙**を御覧ください。

事務担当

総務省統計局統計調査部

経済統計課 個人企業経済調査係

電話：03-5273-1168

E-mail：e-kojin@soumu.go.jp

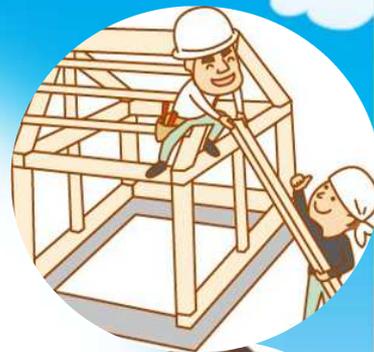
個人企業経済調査 のお知らせ

～6月1日現在で個人企業経済調査を実施します～



国の重要な統計調査です

- 個人企業経済調査は、統計法に基づく報告義務のある統計調査（基幹統計調査）です。
- 全国の個人経営事業所（個人企業）のうち、約40,000事業所を対象に、事業主及び従業員に関する事項、事業経営上の問題点、1年間の営業収支などを調査します。



5月下旬から調査書類を郵送します

- 調査対象となった方には、国が委託した民間事業者から調査票などを、5月下旬より郵送いたします。
- 調査票を受け取りましたら、インターネット又は郵送により、ご回答をお願いいたします。
- インターネット回答では、「e-Tax」で申告した「青色申告決算書」等のデータを利用して回答することができます。
e-Taxで確定申告を行った事業主の方は、ぜひご利用ください。



個人情報保護されます

- 個人企業経済調査により集められた回答内容は、厳重に保護されますので、安心してご回答ください。

ぜひ！

簡単！便利！



インターネットからご回答ください。

個人企業経済調査の詳細内容はこちら

<https://www.stat.go.jp>

個人企業経済調査

検索

